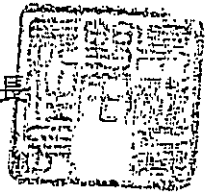




19建第305号
平成19年(2007年)8月21日

社団法人長野県建築士会会長 様
○社団法人長野県建築士事務所協会会長 様
社団法人日本建築家協会 J I A 長野県クラブ会長 様

長野県住宅部長



二級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所の処分等の
基準について(通知)

平素、建築士行政の適正な執行につきまして御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築士に係る懲戒処分の基準について、平成19年5月31日付け国住指第1047-3号で国土交通省住宅局長より別添(写)のとおり技術的助言があり、これを受け、県では標記について別添のとおり定め、処分事由に該当する行為に対し、迅速かつ厳正に対処することとしております。

つきましては、趣旨をご理解いただくとともに、引き続き、建築士及び建築士事務所業務における設計・工事監理業務の適正化、消費者への適切な情報開示等が図られますよう、貴会員に対する周知についてご配慮願います。

担 当	建築管理課 指導審査係 課長 白鳥政徳 担当 西村剛
電 話	026-235-7335
FAX	026-235-7479
E メール	kenchiku@pref.nagano.jp

二級建築士・木造建築士の懲戒処分基準及び 建築士事務所の監督処分基準の見直しについて（概要）

1 見直しの趣旨

従来、建築士の処分を行う場合には「建築士の処分等について（通知）」（平成 11 年 12 月 28 日付け建設省住指発第 784 号）で示された処分基準により行ってきたところであるが、今般、建築士法の改正（「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 92 号））により新たに設けられた規定に対応した懲戒事由を追加するなどの一級建築士処分基準の見直し「一級建築士の懲戒処分の基準について（技術的助言）」（平成 19 年 5 月 31 日付け国住指第 1047-3）に準じて、処分基準の見直しを行うこととしたものである。

また、建築士事務所の処分については、「建築事務所の処分等について（通知）」（昭和 60 年 1 月 26 日付け建設省住指発第 44 号）で示された処分基準により行ってきたところであるが、建築士の処分基準と同様に改正法の施行に応じた所要の整備をするとともに、建築士処分基準と統合する。

2 見直しの概要

（1）建築士法改正に伴う懲戒事由の追加

- ・構造計算による安全性確認証明書の交付義務違反（第 20 条第 2 項）業務停止 3 月
 - ・違反行為の指示等（第 21 条の 3） // 3 月
 - ・信用失墜行為（第 21 条の 4） // 1 月
 - ・建築士が建築士事務所の開設者である場合の年次報告書未提出（第 23 条の 6） // 1 月
- ※なお、法改正により、禁錮以上の刑に処せられた場合には、処分手続を経ず免許が取消されることとなるため（第 9 条）、当該懲戒事由は処分基準から除かれている。

（2）処分基準の明確化等

①違反設計行為に係る基準の明確化

- i) 建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計等業務停止 6 月～12 月
- ii) 上記以外の違反設計 // 3 月（変更なし）

②その他

「行為の社会的影響」を処分の加重事由とする等基準の適正化を行った。

3 公表の取扱い

従来、処分に当たっては、被処分者の氏名等は公表していないが、公表の根拠規定（第 10 条第 5 項）が新たに定められたことから、改正法の施行後に処分した場合には、処分内容とともに建築士の氏名等を、県報登載及びホームページにより公表することとする。

4 施行期日等

- （1）平成 19 年 8 月 21 日施行とする。



国住指第1047-3号

平成19年5月31日

長野県知事 殿

国土交通省住宅局長



一級建築士の懲戒処分の基準について (技術的助言)

従来より、一級建築士の懲戒処分については、不正行為等に厳正に対処し、一級建築士の業務の適正を確保することを目的として行ってきたところですが、今般、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第92号)が公布され、本年6月20日から施行されることから、建築士法に新たに設けられた規定に対応した懲戒事由を追加するなど懲戒処分の基準を別添のとおり定めたので参考とされたく送付します。なお、これに伴い「建築士の処分等について (通知)」(平成11年12月28日付け建設省住指発第784号)は廃止します。

各都道府県において二級建築士及び木造建築士の処分基準を改正する際には、別添懲戒処分の基準を参考として、適切に対処されるようお願いいたします。

平成 19 年 5 月 31 日制定

一級建築士の懲戒処分の基準

1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、一級建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、一級建築士の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「免許取消」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う免許の取消しをいう。
- (2) 「業務停止」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う業務停止の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第10条第1項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

一級建築士の業務の適正を確保するため、一級建築士が、法第10条第1項に規定する懲戒事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表1「ランク表」に掲げる懲戒事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表3「処分区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の懲戒事由（表1に掲げる懲戒事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い懲戒事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い懲戒事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の懲戒事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決定することができる。

(3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

懲戒事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、懲戒事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 懲戒事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

懲戒事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら懲戒事由に該当する行為を行わず、一級建築士として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日等

(1) この基準は、平成19年6月20日から施行する。

(2) 平成11年12月28日建設省住指発第784号は、廃止する。ただし、この処分基準の施行の日以前に中央建築士審査会の同意を得て、処分内容の確定しているものについては、なお従前の例による。